

官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン (案)

(平成14年11月改訂版)

国土交通省
大臣官房官庁営繕部

官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン（案）

<目次>

1	本ガイドライン（案）の取扱い.....	1
2	電子納品の対象範囲・適用基準等	1
2-1	営繕工事	1
2-2	建築関係建設コンサルタント業務	1
2-3	測量及び地質調査業務	2
3	電子納品の実施にあたっての留意事項等.....	3
3-1	特記仕様書等への記載方法について	3
3-2	電子成果物の原本性保証に関する当面の対応について.....	4
3-3	電子成果物の検査について	5
3-4	受発注者間協議事項について	5
3-5	ファイル名称について	6
3-6	地理情報について	8
3-7	識別コードについて.....	8
3-8	用語について	8

1 本ガイドライン（案）の取扱い

「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン（案）」（以下、「本ガイドライン（案）」という。）は、電子納品対象工事・業務の範囲、適用基準類、電子納品の対象成果物の範囲、受発注者間協議の方法等、官庁営繕事業において電子納品を具体に実施するにあたって、受発注者双方が留意すべき事項及び当面の措置として守るべき事項を定めたものである。

2 電子納品の対象範囲・適用基準等

2-1 営繕工事

(1) 対象工事

表 2-1 による。

表 2-1 国土交通省の電子納品拡大実施計画

契約締結日	対象工事
平成 15 年 4 月 1 日以降	1 件につき予定価格が 6 千万円以上の工事すべて
平成 16 年 4 月 1 日以降	全ての工事

(2) 電子納品の対象とする資料の範囲

電子納品の対象とする資料の範囲は、事前に受発注者間で協議を行い決定する。ただし、別表 1 に記載された資料は、原則として電子納品の対象とする。

(3) 適用基準等

- ・ 営繕工事電子納品要領（案）
- ・ 工事写真の撮り方（改訂第二版） - 建築編 -
- ・ 工事写真の撮り方（改訂第二版） - 建築設備編 -
- ・ 建築 CAD 図面作成要領（案）

2-2 建築関係建設コンサルタント業務

(1) 対象業務

すべての業務を対象とする。

(2) 電子納品の対象とする資料の範囲

電子納品の対象とする資料の範囲は、事前に受発注者間で協議を行い決定する。ただし、別表 2 に記載された資料は、原則として電子納品の対象とする。

(3) 適用基準等

- ・ 建築設計業務等電子納品要領（案）
- ・ 建築 CAD 図面作成要領（案）

2-3 測量及び地質調査業務

(1) 対象業務

すべての業務を対象とする。

(2) 実施要領

「電子納品運用ガイドライン（案）」を参照し、以下の基準等に基づいた業務成果品の提出を当該業務の受注者に求めるものとする。

- ・ 土木設計業務等の電子納品要領（案）
- ・ デジタル写真管理情報基準（案）
- ・ 地質調査資料整理要領（案）
- ・ 測量成果電子納品要領（案）

(3) その他

測量及び地質調査業務については、本ガイドライン（案）の「3 電子納品の実施にあたっての留意事項等」の規定は適用せず、「電子納品運用ガイドライン（案）」に従うこととする。

3 電子納品の実施にあたっての留意事項等

3-1 特記仕様書等への記載方法について

電子納品の実施にあたって、特記仕様書等に記載すべき事項を以下に示す。

なお、特記仕様書等の記載例は別途通知する。

(1) 営繕工事

- ・ 電子納品を実施すること
- ・ 適用基準類
- ・ 書面における署名又は捺印の取扱い
- ・ 設計図 CAD データの貸与の有無
- ・ 貸与する CAD データの著作者名
- ・ 貸与する CAD データを当該工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならないこと

(2) 建築関係建設コンサルタント業務

- ・ 電子納品を実施すること
- ・ 適用基準類
- ・ 書面における署名又は捺印の取扱い
- ・ 提出された CAD データを、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し当該工事における施工図及び当該施設の完成図の作成に使用する等、建築設計業務委託契約書第 8 条第 1 項の規定の範囲内で利用することがあること

3-3 電子成果物の検査について

(1) 電子媒体に格納された資料について

電子データで検査することを原則とするが、紙と電子データが混在している場合等、紙により検査を行う方が効率的な場合は、紙により検査を行うことができることとする。また、紙により検査を行う場合は、事前に電子成果物を印刷しておく必要があるが、この場合、原則として発注者が印刷を行うこととする。なお、検査用の印刷物は成果物に該当しない。

(2) 電子媒体のフォルダ構成、管理ファイルについて

電子媒体のフォルダ構成、管理ファイル等が電子納品要領（案）に基づき正しく作成されているかについては、国土交通省の配布する「電子成果物作成支援・検査システム」によりチェックを行う。

受注者は、電子媒体の作成後チェックを行った上で電子成果物を発注者に提出し、発注者はチェックを行った上で電子成果物を受領することとする。

なお、「電子成果物作成支援・検査システム」のプログラム及び操作マニュアルは、国土交通省のホームページからダウンロードすることができる。

(<http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun/cals/cals.htm>)

3-4 受発注者間協議事項について

電子納品の実施にあたっての受発注者間協議の基本的な考え方を示す。

(1) 電子納品の対象とする資料の範囲について

- ・ 別表 1 及び 2 に示した資料については、可能な限り電子納品を行うこととするが、電子化することが著しく非効率な場合等は、受発注者間協議により紙による納品とすることができる。
- ・ その他の資料については、資料の性質や受注者の対応状況等を考慮し、資料の作成から検査の過程を通じて電子データで扱うことが効率的な資料について電子納品を行う。

(2) 工事写真を格納する CD-R のフォーマットについて

工事写真の撮り方では、日本語のフォルダ名・ファイル名の使用を前提としているため、工事写真を格納する CD-R のフォーマット形式に ISO9660 を利用することができない。

従って、工事写真を格納する CD-R のフォーマット形式は受発注者間協議により決定することとなるが、特に問題がない場合は、JOLIET とする。

3-5 ファイル名について

営繕工事電子納品要領（案）及び建築設計業務等電子納品要領（案）で示したように、ファイル名は受注者が自由に設定できる。

この点、半角 8 文字以下で名称を設定するためファイル名の設定に戸惑う場合も想定されることから、ファイル名の参考例を以下に示す。

ただし、参考例に従う必要はなく、参考例のように資料ファイル・図面ファイルとオリジナルファイルの名称に関連性を持たせる必要もないことに、十分留意されたい。

ファイル名の参考例

参考例であり、これによる必要はないことに十分留意されたい。

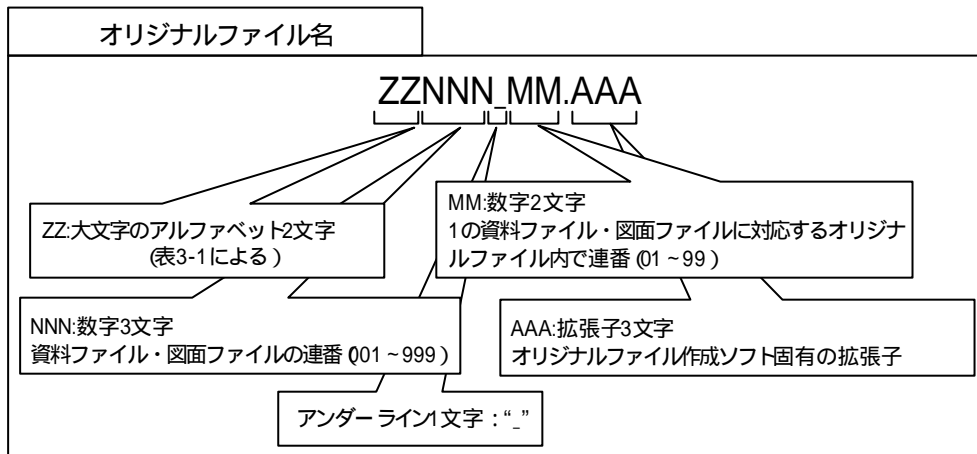
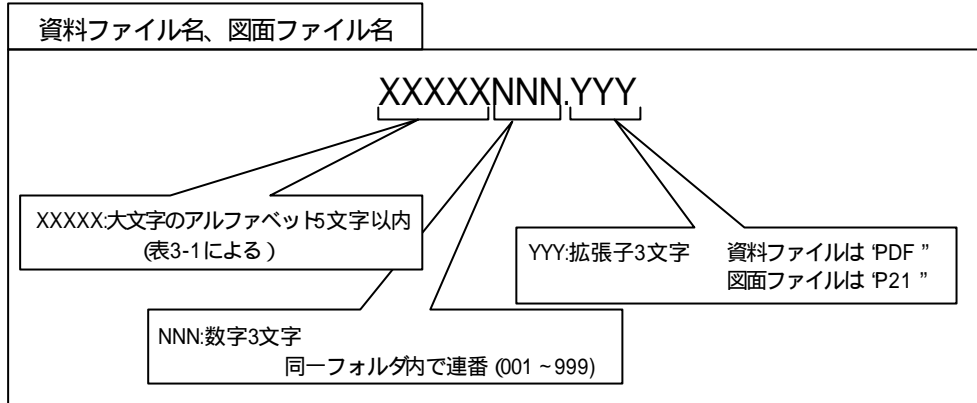


表 3-1 ファイル名の XXXXX 部及び ZZ 部に使用する名称

種別	フォルダ名称	XXXXX	ZZ
営繕工事	PLAN	PLAN	PL
	SCHEDULE	SCHED	SC
	MEET	MEET	ME
	MATERIAL	MATER	MR
	PROCESS	PROCE	PR
	INSPECT	INSPE	IN
	SALVAGE	SALVA	SA
	DRAWINGF	DRAWF	DF
	MAINT	MAINT	MA
	OTHR	OTHR	OT
建築設計業務等	REPORT	REPOR	RE
	DRAWING	DRAW	DR

3-6 地理情報について

業務管理ファイル、工事管理ファイル及び図面管理ファイルに、施設及び建築物の基準点位置情報を記入する際は世界測地系で記入する。日本では、平成 14 年 4 月 1 日より日本測地系から世界測地系へ移行したため、市販の電子地図等では日本測地系で表示されるものもあり注意が必要である。

なお、国土地理院のホームページにおいて、各種変換ツール、地理情報等が公開されている。

- ・ 日本測地系から世界測地系への変換
<http://vldb.gsi.go.jp/sokuchi/tsky2jgd/about.html>
- ・ 平面直角座標系から緯度・経度への変換
<http://www.gsi.go.jp/SERVICE/survey/prog.htm>
- ・ 数値地図 2500
<http://www.gsi.go.jp/SERVICE/index.html>

3-7 識別コードについて

業務管理ファイル、工事管理ファイル及び図面管理ファイルに、施設識別コード・建築物識別コードの 2 種類の識別コードを入力することとしている。

汎用性を考慮し、電子納品要領（案）では半角数字 127 文字以内と規定しているが、官庁営繕事業においては、施設識別コードが半角数字 8 字、建築物識別コードが半角数字 11 字となっているので、記入にあたっては注意が必要である。

3-8 用語について

設計図書、設計仕様書、工事監理仕様書において、ほぼ同義の資料の名称が異なる場合があるが、電子成果物の管理上同じ用語を用いることが望ましいため、電子納品の実施にあたっては表 3-2 に示す用語を用いることとする。

表 3-1 電子納品の実施にあたって用いる用語

電子納品の実施にあたって用いる用語	設計図書、設計仕様書、工事監理仕様書において規定されている用語
打合せ簿	打合せ記録、打合せ記録簿、打合せ議事録
防災計画図書	防災計画書
機材	材料、機器及び材料
受注者	請負者 注 1)

注 1) 工事管理項目、本ガイドライン（案）において用いている。

別表 1 原則として電子納品を行うべき工事関係資料

1. 工事写真
全ての工事写真

2. 工事写真以外の工事関係資料

フォルダ名称	分類	原則として電子納品を行うべき 工事関係資料
PLAN	施工計画書	
SCHEDULE	工程表	
MEET	打合せ簿	
MATERIAL	機材関係資料	試験計画書（機材検査に伴うもの）
PROCESS	施工関係資料	試験計画書（施工検査に伴うもの）、 施工報告書、 工事実施状況報告書（月報）
INSPECT	検査関係資料	
SALVAGE	発生材関係資料	発生材調書、 処理報告書
DRAWINGF	完成図	完成図（主要機器図を除く）
MAINT	保全に関する資料	主要材料機器一覧表、 保全に関する説明書、 官公署届出書類一覧表
OTHR		

別表 2 原則として電子納品を行うべき建築関係建設コンサルタント業務関係資料

(A) 建築設計業務

(ア) 設計図 (DRAWING フォルダ)

全ての設計図 CAD ファイル

(イ) 設計図以外の資料 (REPORT フォルダ)

資料大分類	資料小分類	資料名称
基本設計	建築	計画説明書、工事費概算書、 構造計画概要書、仕様概要書
	電気設備	電気設備計画概要書、仕様概要書、工事費概算書、 電気設備現地調査書
	機械設備	空気調和設備計画概要書、給排水衛生設備計画概要書、 昇降機設備計画概要書、仕様概要書、 工事費概算書、機械設備現地調査書
	その他	設計説明書
実施設計	建築	計画通知図書、構造計算書、仕様書、建築工事積算数量調書、 防災計画図書、省エネルギー関係計算書
	電気設備	計画通知図書、各種計算書、電気設備工事積算数量調書、 防災計画図書、省エネルギー関係計算書
	機械設備	計画通知図書、各種計算書、機械設備工事積算数量調書、 防災計画図書、省エネルギー関係計算書
	その他	コスト縮減検討報告書、リサイクル計画書、 設計説明書、技術検討報告書

(B) 工事監理業務

資料大分類	資料小分類	資料名称
監理業務	報告書	報告書、提案書、指示書、協議書
報告書	打合せ簿	打合せ簿

(C) 耐震診断業務等

資料大分類	資料小分類	資料名称
総合耐震 診断	報告書	診断総括表、各部門別診断結果表、調査報告書、 各部門別計算書
	打合せ簿	
改修基本 計画	報告書	改修基本計画報告書、調査報告書
	打合せ簿	